

■改修補助事業の概要

資料 9

【名称】

北本市空き家等改修補助事業

【目的】

本制度は、全国的にも増加傾向にある空き家対策の一環として、創設された事業である。

空き家が管理不全になる前に少しでも中古住宅の流通に乗りやすくし、賃貸、購入を考えている方が北本市を選んでもらうことで、人口減少にも歯止めをかけられるような制度とした。

【内容】

- (1) 補助対象者
- ①以下に該当する方
 - a) 取得した空き家に自身で居住する方
 - b) 所有している空き家を第三者に賃貸する方
 - c) 空き家を賃借して自身で居住する方
 - ②市税等の滞納がない方
- (2) 補助対象建物
- ①市内に存する一戸建て住宅
 - ※賃貸の用に供していたものを除く
- (3) 補助対象工事
- ①市内業者が改修等をする工事
 - ※家電製品（エアコン等）の設置などは除く
 - ②交付決定後に着手する工事
- (4) 補助金の額【最高50万円】
- ①改修費用の3分の1とし20万円を限度とする
 - ②以下に該当する場合は定める額を加算する
 - 1) 市外から転入：5万円/人（4人まで）
 - 2) 中学生以下の子がいる：2万円/人（4人まで）
 - 3) 夫婦共に39歳以下：2万円
 - ※①と②の合計は補助対象工事費を上限とする

【予算額】

平成31年度予算 2,000千円